資産運用報告の適正性に関する確認書

2019年4月25日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番5号
不動産投資信託証券発行者名	エスコンジャパンリート投資法人
	（コード：2971）
代表者の役職・氏名	執行役員　大森　利
（署名）	大森　利

本投資法人の執行役員である大森利は、本投資法人の2018年5月1日から2019年1月31日までの第4期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1．本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等を株式会社エスコンアセットマネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務及び投資主名簿等管理等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、会計事務等に係る一般事務を有限会社東京共同会計事務所（以下「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。

また、本投資法人の会計監査人は三優監査法人です。

2．資産運用報告の作成プロセス

本資産運用会社は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社において必要な情報を収集、検証した上で資産運用報告の原案を作成しております。当該原案については、法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計に関する部分について会計監査人による監査を受けております。

なお、作成された資産運用報告は、本投資法人の役員会で承認されております。

3．不実の記載がないと認識するに至った理由

（1）一般事務受託者から提出される会計帳簿及び本資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づき、資産運用報告が作成されていることを確認していること。

（2）本資産運用会社から重要な事項について本投資法人の役員会に適切に報告を受けており、また本資産運用会社において毎年内部監査を実施し、内部管理体制等の状況及び有効性について確認して

いること。

（3）本投資法人の会計監査人である三優監査法人から、投信法第 130 条に規定される会計監査を受け、重要な指摘事項がないことを確認し、かつ監査報告書を受領していること。

（4）資産運用報告の作成にあたり、投信法等の関係法令に関し、必要に応じて法律事務所から助言を得て適法性を確認していること。

（5）本資産運用会社において、情報等開示規定を制定する等、適時・適切な情報開示を行うための社内体制が整備され、その体制に基づき適時・適切な情報開示が実施されていることを確認していること。

以　上